

プレミアム付商品券発行事業について

地元消費の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的に、国の地域消費喚起のための交付金を活用し、次のとおりプレミアム付商品券の発行を予定しています。

下野市制施行10周年記念 共通商品券について

市及び下野市共通商品券実行委員会では、下野市制施行10周年記念共通商品券の発行を予定しています。詳細については、内容確定後、新聞折込チラシ等でお知らせいたします。現在の予定は、次のとおりです。

プレミアム付商品券の発行及び割引券の発行については次のとおりです。



多子世帯支援について

市が、対象となる多子世帯の方へ、下野市制施行10周年記念共通商品券購入時に利用できる割引券を発行します。この割引券と引き換えに、1セットに限り、7,000円で購入することができます。

■発行時期 9月予定
■プレミアム率 20%予定
1セット10,000円
(1,000円券12枚)

問い合わせ先

- 下野市商工観光課 ☎(48)2112
- 石橋商工会 ☎(53)0463
- 下野市商工会 ☎(44)0202
- 下野市商工会南河内支所 ☎(48)0059

内容

※1セット1,000円券×12枚となる予定です。

■対象世帯
平成27年5月1日時点において、次のすべてに該当する世帯。

- (1) 児童手当を受給していること
- (2) 児童手当の受給者（保護者）が下野市内に住民登録をしていること
- (3) 平成9年4月2日以降に出生した児童（高校3年生以下に相当する児童）を3人以上養育していること

※高校生の児童のみを養育している世帯は児童手当を受給していません。

対象となりません。

※対象児童が下野市内に住民登録をしている場合でも、児童手当の受給者が下野市に住民登録がない場合（下野市以外の市区町村から児童手当を支給されている場合）には、対象外となります。

※特例給付（児童手当の月額が児童1人当たり5,000円）の方でも、対象児童が3人以上の場合には対象となります。

割引券の発行について

下野市から児童手当を支給されている対象世帯へは、8月上旬に割引券を郵送します。下野市から児童手当を支給されている対象世帯の方は、申請などの手続は必要ありません。

公務員の方へ

対象世帯となる公務員の方は申請が必要ですよ！

勤務先から児童手当を支給されている公務員の対象世帯の方で、割引券の発行を希望される方は、申請が必要です。申請いただいた後、審査を行い、対象世帯

に該当する方へは8月上旬に割引券を郵送します。

申請期間

6月15日(月)～7月17日(金)

申請に必要なもの

- ・申請書（市ホームページからダウンロードしていただくか、こども福祉課窓口にあります）
- ・印鑑（シャチハタ・ゴム印は不可）
- ・児童手当を受給している保護者と対象児童全員分の健康保険証の写し

受付窓口

こども福祉課窓口（石橋庁舎1階）
※各市民課窓口での受付はしていません。

郵送での申請

郵送での申請の場合には、必要書類を揃え、こども福祉課宛にお送りください。

【宛先】〒329-0594

下野市石橋522-4

下野市役所こども福祉課

問い合わせ先

こども福祉課 ☎(52)1114